

北上市教育委員会訓令第6号

事務局及び教育機関

北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年11月22日

北上市教育委員会教育長 平野 憲

北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

北上市教育委員会公印規程（平成3年北上市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印の調製等) 第8条 [略]</p>	<p>(公印の調製等) 第8条 [略] <u>(情報システムによる公印)</u> 第9条 <u>前条第1項及び第2項の規定は、情報システム（北上市情報管理運用規則（平成17年北上市規則第76号）第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を利用して証明等の事務を行うときに準用する。この場合において、前条第1項中「公印を調製し、改刻し、又は廃止」とあるのは「情報システムに公印の電子データを入力し、変更し、又は消去」と、同条第2項中「公印を調製し、又は改刻」とあ</u></p>

(公印の事故報告)

第9条 [略]

別表 (第2条関係)

公印						保管 責任 者	摘要
項 目	番 号	刻印 文字	印 材	大 き さ (ミ リ メ ー ト ル)			
(ア) 教 育 委 員 会	(ア) 委 員 会	[略]					
	2	北 上 市 教 育 委 員 会 印	つ げ	方 45	同 上	賞 状 用	

るのは「情報システムに公印の電子データを入力し、又は変更」と読み替えるものとする。

2 保管責任者は、前項に規定する処理をするときは、印影の改ざんその他不正使用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(公印の事故報告)

第10条 [略]

別表 (第2条関係)

公印						保管 責任 者	摘要
項 目	番 号	刻印 文字	印 材	大 き さ (ミ リ メ ー ト ル)			
(ア) 教 育 委 員 会	(ア) 委 員 会	[略]					
	2	北 上 市 教 育 委 員 会 印	つ げ	方 45	同 上	賞 状 用	
	3	北 上 市 教	電 子	方 24	学 校 教 育	情 報 シ ス テ ム に よ る 北 上 市 立 小 中 学 校 就	

(イ) 教育長	[略]						
	4	北上市教育委員会教育長印	つげ	方21	健康 こども部 子育て支援課		
(イ)	[略]						

		育委員会印	印		課長	学規則（平成20年北上市教育委員会規則第8号）に基づく就学に関する諸通知書 その他の文書用
(イ) 教育長	[略]					
	4	北上市教育委員会教育長印	つげ	方21	健康 こども部 子育て支援課長	
	5	北上市教育委員会教育長印	電子印	方10	まちづくり部生涯学習文化課長	情報システムによる北上市生涯学習センター条例（平成12年北上市条例第46号）に基づく施設使用許可書その他の文書用
(イ)	[略]					

教育 委員 会 教 育 部		教 育 委 員 会 教 育 部	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この訓令は、令和5年11月22日から施行する。